

令和7年度 太宰府市立太宰府史跡水辺公園における飲食物販売業者の募集について

令和7年度 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の屋外プール営業にあたり、施設内での飲食物販売業者を募集いたします。以下の条件を確認・同意のうえ出店を希望される方は、申請書を提出してください。応募者が多数ある場合は、提出書類を審査のうえ抽選（非公開）にて決定いたします。

1. 出店場所

太宰府市大字向佐野 18 番地 太宰府市立太宰府史跡水辺公園 ふれあい広場



2. 出店時間と出店期間

出店時間：9：30～17：30

出店期間：令和7年7月12日（土）～令和7年7月13日（日）

令和7年7月18日（金）～令和7年8月24日（日）

令和7年8月30日（土）～令和7年8月31日（日） 合計 39 日間

※ 令和7年7月18日（金）は 13：30 から営業

※ 7/28（月）8/4（月）8/12（火）は休園日

※ 自然災害等により、営業中止もしくは臨時休業をする場合がございます。

3. 募集数及び出店料等

募集数：店舗 1 店舗（最大販売スペース 20 m²程度）

出店料：270,000 円

出店料には、行政財産使用料（目的外使用料）、電気代、水道代含まれます

4. 営業品目

プール利用者の利便性の向上に資する飲食物（酒類は除く）とし、食品衛生法に基づく許可を取得する際に登録した飲食物とする。

（営業品目例：フライドポテト、から揚げ、やきそば、フランクフルト、かき氷など）

5. 応募（出店）資格

以下の条件を満たす法人又は個人の方。

- ① 各保健所が発行する有効な営業許可証を有すること。また、今回募集期間が、営業許可証

の有効期間であること。

- ② 食品衛生責任者を選任していること。
- ③ 食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。
- ④ 暴力団排除条例等に該当しないこと（暴力団排除を徹底するため、暴力団員又は暴力団が関与する法人であるか否かを照合させていただくことがあります。使用する個人情報は、目的以外に使用することはありません。）
- ⑤ 上記「2. 出店時間と出店期間」の間、原則毎日出店可能な事業者であること。

6. 募集スケジュール

- ① 募集期間：令和7年6月4日（水）～令和7年6月15日（日）
- ② 受付締切：令和7年6月15日（日）
- ③ 結果通知：令和7年6月下旬

7. 結果通知

別紙 申請書にご記入いただいた指定のメールアドレスに個別で通知し、当選した事業者に出店許可証をお送りいたします。

8. 取消しについて

事業者の都合により出店を取消する場合は、令和7年7月3日（木）までに施設へご連絡をお願いいたします。

9. 提出書類

出店を希望される事業者は、下記書類を期日までに提出をしてください。

- ① 太宰府市立太宰府史跡水辺公園出店申請書
【別紙1】出店申請書（指定様式）
- ② 営業許可証の写し
- ③ 食品衛生責任者の写し

10. 書類の提出場所

- ① 提出場所：太宰府市立太宰府史跡水辺公園（太宰府市大字向佐野18番地）
TEL 092-921-8668 FAX 092-921-8667
- ② 提出方法：郵送又は持参
- ③ 締め切り：郵送の場合 令和7年6月15日（日）の消印有効
持参の場合 令和7年6月15日（日）17時必着

11. その他

- ① 店舗形式は保健所の指定に限ります。
- ② 出店は事前に登録した品目のみ許可します。
- ③ シーズン終了後、売上表を太宰府市立太宰府史跡水辺公園に提出してください。

- ④ 出店に必要なすべての費用は出店者の負担とします。
- ⑤ 搬入により発生した、ゴミは持ち帰ってください。
- ⑥ 出店に起因した苦情等の対応は、出店者が主体となって対応をしてください。
- ⑦ 自然災害（強風を含む）時には、安全管理のため出店する店舗を、その都度撤去していただきます。
- ⑧ 出店期間中に同エリアでキッチンカーが出店する予定です。
- ⑨ 自然災害、臨時休園等によって営業ができなくなった場合の補償は一切行いません。
- ⑩ **【別紙-2】** 契約書（案）の内容を確認し、契約内容の履行ができる出店者であること。

12. 禁止行為

出店の権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡や転貸、またはその権利を担保するに供することはできません。

（お問い合わせ）

太宰府市立太宰府史跡水辺公園

指定管理者 シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ

代表企業：シンコースポーツ九州株式会社

電話 092 (921) 8668 Fax 092 (921) 8667

お問合せ時間については、以下をご確認ください。



【別紙 1】出店申請書（指定様式）

太宰府市立太宰府史跡水辺公園 出店申請書		
年 月 日		
太宰府市立太宰府史跡水辺公園 指定管理者 シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ 殿		
＜申請者＞		
住 所 _____		
氏 名 _____		
電 話 _____		
メー ル _____		
[法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名]		
下記の通り、飲食物販売営業の許可を受けたいので申請します。		
取扱品目（予定）		
火気器具	火気器具の使用（ 有 ・ 無 ） ※火気器具を使用する場合は、消火器を必ず設置してください。	
出店実績	過去に出店実績があればご記入ください	
以下の内容に同意いただきましたら□にレ点を記入してください。 ☐ 募集要項に記載の内容をすべて理解し、承諾しています。 ☐ 出店申請書に記載の内容に虚偽はありません。		受付印

【別紙・2】 契約書（案）

委 託 販 売 契 約 書（案）

〇〇〇〇（以下甲と称す）と〇〇〇〇（以下乙と称す）との間に乙の飲食物販売店舗設置に関して、次のとおり契約を締結する。

第 1 条（目 的）

甲は、乙がその所有する飲食物販売店舗を甲の承認する設置場所に設置し、販売することを承認する。

第 2 条（設置場所）

本契約における飲食物販売店舗の設置場所は次のとおりとする。

設置場所：（所在地） 太宰府市大字向佐野 1 8
（場 所） 太宰府史跡水辺公園敷地内

第 3 条（飲食物販売店舗の管理）

乙は飲食物販売店舗の設置、保守・管理、商品の補充及びゴミの回収等を責任もって、本管理業務を行う。

甲は、飲食物販売店舗での販売が正常になされるように協力しなければならない。また、その販売を妨げる行為をしてはならない。

第 4 条（販売品目及び販売価格）

乙は、乙の所有する商品より販売品目・価格を決定し、事前に甲の承認を得たうえで飲食物販売店舗により販売するものとする。

第 5 条（販売手数料）

販売手数料は、定額の 270,000 円（税込み）とし、甲は販売期間終了後に書面にて乙に販売手数料を請求し甲の指定する銀行口座に振込むものとし、手数料は乙の負担とする。

振込先 〇〇〇銀行 〇〇支店
口座番号 〇〇〇〇〇〇（普通）
振り込み口座名 〇〇〇〇

なお、販売手数料を変更するときは、甲、乙協議の上決定する。

第6条（費用の負担）

- （1）飲食物販売店舗の使用に伴う電気代および、水道代、占有使用料は甲が負担する。
- （2）飲食物販売店舗の設置に伴う費用は乙が負担する。
- （3）飲食物販売に際して発生したゴミの処理に伴う費用は甲が負担する。ただし、商品搬入の際に発生したゴミについては、乙が責任をもって処理する。

第7条（期間）

本契約の存続期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。
販売期間については、甲、乙協議の上決定する。

第8条（契約の終了）

本契約が、事由の如何にかかわらず終了したときは、次の規定による。

- （1）乙は、直ちに飲食物販売店舗を撤去するものとする。
- （2）甲または乙は、本契約に規定してある場合を除き、撤去料その他名目如何を問わず、相手方に対し、金銭その他の請求をしない。

第9条（その他）

本契約書に定めのない事項や変更及び疑義を生じた条項については、本契約の趣旨に鑑み、甲、乙協議の上その取扱を定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙